

パブリックコメントを募集します

市民の皆様のご意見をお聞かせください。

介護予防支援事業所・地域包括支援センターについて江別市 が条例で定める基準

要支援者についてのケアマネジメントを行う「介護予防支援事業所」及び地域の
方々の健康保持などのための事業を行う「地域包括支援センター」が守るべき人員・
運営などの基準については、これまで国の省令により定められていましたが、いわゆ
る第3次地方分権一括法により、市町村の条例により定めることとされました。

このため、江別市が条例で定める基準について、市民の皆様の意見を募集します。

◇基準の概要 別紙資料をご覧ください。

◇条例を定めることとされた基準

- 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介
護予防のための効果的な支援の方法に関する基準
- 地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準

◇募集期間 平成26年8月25日（月）～平成26年10月20日（月）
17時15分まで（必着）

◇意見記入様式 別紙「パブリックコメント意見記入様式」または任意の用紙に、住
所・氏名を明記のうえ記入してください。

◇提出方法

- ①持参 健康福祉部福祉課（市役所西棟2階16番窓口）
健康福祉部介護保険課（市役所1階14番窓口）
8時45分～17時15分（土・日・祝日を除きます。）
- ②郵送 〒069-8674
江別市高砂町6番地
江別市健康福祉部福祉課
江別市健康福祉部介護保険課
- ③ファクス 011-381-1070
- ④電子メール daihyo.hojinshido@city.ebetsu.lg.jp

kaigo@city.ebetsu.lg.jp

- ※ いずれの提出方法も期限必着といたします。
- ※ 電話での受付はいたしませんので、ご了承ください。

◇公表方針 お寄せいただいた意見は、個人を特定できる箇所を除き公開する予定です。なお、意見提出者への個別通知はいたしません。

◇問い合わせ先 ○指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準
担当：江別市健康福祉部福祉課法人指導・運営指導担当
電話番号 011-381-1090
○地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準
担当：江別市健康福祉部介護保険課地域支援事業担当
電話番号 011-381-1067

「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」及び「地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準」案の概要

1. 国の省令との関係

本基準は、厚生労働省令で定められた基準の内容を基本に、「従うべき基準」と「参酌すべき基準」の区分に従い、定めるものとされています。

「従うべき基準」 ー必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲で地域の実情に応じた内容で定める基準は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されないもの

「参酌すべき基準」 ー市町村が十分参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されるもの

介護予防支援事業所・地域包括支援センターの基準における具体的な区分は次のとおりです。

区分（分類）	介護予防支援事業所	地域包括支援センター
従うべき基準	<ul style="list-style-type: none"> ・サービスに従事する従業者に係る基準及び員数（従業者及び管理者） ・事業の運営に関する事項であって、利用する要支援者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持等に密接に関連するもの（内容及び手続の説明及び同意、提供拒否の禁止、秘密保持、事故発生時の対応） 	<ul style="list-style-type: none"> ・職員に係る基準及び員数（職員の員数及び人員配置基準）
参酌すべき基準	<ul style="list-style-type: none"> ・従うべき基準以外の基準（基本方針、サービス提供困難時の対応、受給資格の確認、記録の整備など） 	<ul style="list-style-type: none"> ・従うべき基準以外の基準

2. 基準を定めるに当たっての市の考え方

1の区分に基づき、必要なサービス確保・事業実施の観点から検討した結果、市としては、次のとおりの考え方により基準を定めることとします。

(1) 従うべき基準

介護予防支援事業所・地域包括支援センターともに、基準省令のとおりとし、独自の基準は定めません。

(2) 参酌すべき基準

介護予防支援事業所・地域包括支援センターそれぞれについて、地域の実情などを勘案し、次のとおり独自基準を定めることとします。

3. 独自基準の内容

(1) 介護予防支援事業所

地域密着型（介護予防）サービスの事業の基準条例との整合性などに基づき、内容を検討した結果、次のとおり独自基準を設けることとします。

- ・事業所の指定に関する申請者

介護予防支援事業の指定申請を行うことができる者は、法人とする。

- ・事業の一般原則

介護予防支援の事業の運営に関して、暴力団員の関与等を排除する旨を規定する。

- ・記録の整備

介護予防支援事業所の文書の保存年限について、基準省令で2年間とされているものを、介護報酬の返還請求の消滅時効である5年間とする旨を規定する。

(2) 地域包括支援センター

地域密着型（介護予防）サービスの事業の基準条例との整合性などに基づき、内容を検討した結果、次のとおり独自基準を設けることとします。

- ・事業の一般原則

地域包括支援センターの事業の運営に関して、暴力団員の関与等を排除する旨を規定する。